

## トピックス

# 2016年 ジュニア・サミット in 三重



平成28(2016)年4月22日から28日にかけて、三重県桑名市を主会場としてジュニア・サミットが開催されました。G7各国から、15~18才の男女2名ずつ計28名の若者たちが参加し、「次世代につなぐ地球 環境と持続可能な社会」をメインテーマに議論を交わしました。議論は、「気候変動と脱炭素化」「経済格差と包括的な経済成長」「人材育成」「ジェンダーによる格差の克服」の4つのサブテーマごとに分科会形式で行われ、その結果は成果文書「桑名ジュニア・コミュニケ」としてとりまとめられました。参加者たちは、27日に総理官邸にて安倍内閣総理大臣を表敬訪問して成果文書を提出し、議論の成果を報告しました。

気候変動は、生物多様性の損失や世界経済への損害などさまざまなリスクを抱えています。「桑名ジュニア・コミュニケ」ではその解決策として、炭素税および排出量取引制度を通じたカーボン・ブライシングの取組や再生可能エネルギー発電の促進、さらに都市部のインフラ開発を通じた気候変動への適応と緩和などが取り上げされました。

また、期間中には、三重県や東京都において、視察や地元高校生との交流行事も行われました。県内の視察先には赤須賀漁業協同組合、四日市公害と環境未来館、NTN株式会社先端技術研究所などが選ばれ、そこでは自然資源を持続的に利用するための活動や産業発展と環境保全を両立したまちづくり、自然エネルギー循環型モデルや省エネルギー技術などが紹介されました。



開会式



成果報告



四日市公害と環境未来館の視察



NTN株式会社先端技術研究所の視察

(写真提供：2016年ジュニア・サミット in 三重事務局)

## シンポジウム「地域から考える気候変動問題 ～伊勢志摩サミットに向けて～」

平成28(2016)年3月18日、鳥羽市で、シンポジウム「地域から考える気候変動問題～伊勢志摩サミットに向けて～」を環境省と三重県の主催で開催しました。

本シンポジウムでは、気候変動問題の最新の動向や三重県における異常気象の現状と今後について講演があり、その後、トークセッションとパネルディスカッションで気候変動問題への解決に向けた必要な取組について活発な議論が行われました。



## EV・PHV 東京－伊勢志摩キャラバン

電気自動車(EV)・プラグインハイブリッド自動車(PHV)等の次世代自動車による地球温暖化対策について、伊勢志摩サミット開催地の三重県から発信するため、「EV・PHV 東京－伊勢志摩キャラバン」を実施しました。

キャラバンには、国内外メーカー8社・12車種が参加しました。ドライバーとして参加したモータージャーナリストの皆さん、インターネットを通じて、EV・PHVの利便性や、伊勢志摩をはじめとした三重県の情報を発信しました。



到着セレモニー：三重県庁前

撮影 三浦康史

## 県営サンアリーナに電気自動車用充電施設を設置

電気自動車の普及を促進するため、伊勢志摩サミットで国際メディアセンターとして使用される県営サンアリーナに、電気自動車用充電施設を設置しました。

サミット終了後も、県営サンアリーナでは、「お伊勢さん菓子博2017」などの大型イベントが予定されており、電気自動車の利用を推進していきます。



県営サンアリーナに設置したEV充電施設

(急速1基、普通1基)

平成28(2016)年4月1日から供用開始

## トピックス

### 伊勢志摩サミットおもてなし大作戦「クリーンアップ作戦」 ～東海三県一市での連携～

サミット開催50日前ウィーク(平成28(2016)年4月2日～4月10日)に合わせ、「伊勢湾森・川・海のクリーンアップ大作戦」登録団体に呼びかけて、伊勢志摩サミットおもてなし大作戦「クリーンアップ作戦」を展開

伊勢湾は、生活・文化や産業活動など多くの面で私たちと深い関わりを持ち、その存在自体がかけがえのない財産ですが、水質汚濁や漂流・漂着ごみ問題など多くの課題も抱えており、また私たちも日頃から伊勢湾を意識し、ふれあう機会が少なくなっています。

伊勢湾流域圏では、地域住民、NPO、企業、市町村等の参加により、森林、河川、海岸、地域等で日々さまざまな清掃活動等が行われていますが、伊勢湾の再生を図るために、それぞれの活動が、森から川、海へのつながりを意識し、互いに連携した活動となることが重要です。

このため、県では伊勢湾再生に向けた広域的な連携を目的として「伊勢湾 森・川・海のクリーンアップ大作戦」を平成20(2008)年度から実施しています。

また、海岸漂着物の問題に対し伊勢湾流域圏で連携した対策を進めるため、県では岐阜県、愛知県、名古屋市とともに「海岸漂着物対策検討会」を設置しています。

サミット開催を控え、美しい日本を世界に発信する機会を逃すことなく、また、東海地域のサミット開催への機運醸成を図るため、大作戦の登録団体に対し、サミット50日前ウィークに合わせて清掃活動を実施するよう、検討会から呼びかけを行いました。

呼びかけの結果、計10団体(三重県8団体、愛知県1団体、岐阜県1団体)において期間中に活動を実施して頂きました。

参加団体には、伊勢志摩サミット三重県民会議ののぼりの貸出しや、参加人数に応じた三重県企業庁協賛のボトルウォーターを提供しました。



## トピックス

### 毎週水曜日は「みえエコ通勤デー」 ～「エコパ」でバス運賃半額！～

三重県内路線バス事業者の協力のもと、公益社団法人三重県バス協会と連携して、平成27(2015)年9月30日から「みえエコ通勤デー」を実施しています。

この取組では、自動車やバイクの通勤から二酸化炭素排出量の少ない交通手段であるバス等の公共交通機関による通勤への転換を促すことで、低炭素社会の実現をめざしています。また、バス等の公共交通機関を利用することで二酸化炭素の排出抑制だけではなく交通渋滞の緩和なども期待されます。

自動車またはバイクで通勤されている方が、「みえエコ通勤デー」(毎週水曜日)に「エコパ(みえエコ通勤バス)」を持って二酸化炭素排出量の少ない路線バスで通勤をすると、バス運賃が半額で乗車できます。

県内の多くの事業所に自動車またはバイクで通勤されている方がいると考えられることから、県から県内の事業者にこの取組への賛同を呼びかけ、従業員のエコ通勤を促しています。

また、三重県警察から呼びかけのあった、伊勢志摩サミット期間中における「マイカー利用の自粛」「公共交通機関の利用」を促進するため、サミット開催日とその前後1日(平成28(2016)年5月25日から28日)にも「みえエコ通勤デー」を特別に実施しました。

**毎週水曜日は  
みえエコ通勤デー**

エコパで半額

『みえエコ通勤デー』とは？

自動車やバイクによる通勤から二酸化炭素排出の少ない交通手段であるバス等の公共交通機関による通勤へ転換を促す取組です。

## トピックス

### 報告書「三重県の気候変動影響と適応のあり方について」

地球温暖化対策には、「緩和策」と「適応策」があります。「緩和策」は二酸化炭素などの温室効果ガスの排出を減らして温暖化の進行を防ぐ対策です。「適応策」は地球温暖化による気候の変化と影響に備える対策です。

「緩和策」と「適応策」は車の両輪に例えられます。温暖化の原因となる二酸化炭素を減らす最大限の努力を続けながら、同時に、温暖化による農作物や自然災害、健康などに対する悪影響に対し、備える必要があるからです。

では、温暖化によりどのような悪影響が予測され、また、どのような対応が必要となるのでしょうか。三重県では、報告書「三重県の気候変動影響と適応のあり方について」を平成28(2016)年3月に作成し、具体的な温暖化の影響に関する情報をまとめるとともに、気候変動影響への適応の考え方や今後の適応のあり方の方向性について整理しました。

温暖化により既に三重県の年平均気温は、100年あたりで約1.6°C上昇しています。今後、「緩和策」を最大限実施した場合でも、21世紀末の三重県の年平均気温は、現在と比べて1.0~2.8°C上昇すると予測されています。一方、「緩和策」を十分にとらなければ、最悪のケースで21世紀末の三重県の年平均気温は、現在と比べて3.5~6.4°C上昇すると予測されています。

例えば、気温上昇によるコメへの将来の影響としては、田植えの時期を変更することによって収量は増加する一方、品質低下を招くと予測されています。現在、既にコメは夏の高温による影響を受けており、三重県では高温でも外観・食味が良い品種として「三重23号」を開発し、この影響に対応しています。

また、この品種は「結びの神」というブランド名で市販されています。

「適応策」は、これから増々重要となる取組です。今後、この報告書を活用して、「適応策」の推進を図っていきます。

報告書

三重県の気候変動影響と  
適応のあり方について

平成28年3月  
三重県

## トピックス

### 「三重県廃棄物処理計画」の策定

近年、大量生産、大量消費型の社会経済活動により、物質の健全な循環が阻害され、自然破壊、地球温暖化、天然資源の枯渇など地球規模の環境問題が懸念されています。大量の廃棄物の発生に対しては、3Rや適正処理の取組の成果が実感できるようになってきましたが、持続可能な循環型社会の構築に向け、天然資源の消費抑制や環境負荷低減を図るために一層の取組が必要となっています。

このため、本県では、廃棄物の3Rと適正処理を進め、環境の保全と安全・安心を確保しつつ、循環の質にも着目し、廃棄物を貴重な資源やエネルギーとして活用するとともに、協創による最適な規模での地域循環の形成に取り組むこととし、平成28(2016)年3月、廃棄物処理法に基づき「三重県廃棄物処理計画」を策定しました。

この計画は、おおむね10年先を見据えつつ、5年間(平成28(2016)～32(2020)年度)を計画期間とし、計画の推進を図るため、3つの取組方向を設定しそれについて目標を定め施策を展開するとともに、計画期間内に特に注力すべき5つの個別課題についても目標を設定し重点的に取組を進めていくこととしました。これらの取組を進めることにより、低炭素社会や自然共生社会につながる循環型社会の構築をめざします。

| 取組方向Ⅰ<br>ごみゼロ社会の実現   |  | 目標項目                        |                  |            | 現状<br>(H25年度) | 目標値<br>(H32年度) |  |  |  |  |  |
|--|--|-----------------------------|------------------|------------|---------------|----------------|--|--|--|--|--|
| ごみの発生・排出が極力抑制され、排出された不用物は、循環の質にも着目し、資源やエネルギー源として地域で最大限有効活用されることをめざします。           |  | 1人1日あたりのごみ排出量※              | 986g/人日          | 936g/人日    |               |                |  |  |  |  |  |
|  |  | 資源化率                        | 30.4%            | 33.3%      |               |                |  |  |  |  |  |
|  |  | 最終処分量                       | 50千t             | 30千t       |               |                |  |  |  |  |  |
| ※ 災害廃棄物の量を除く   |  |                             |                  |            |               |                |  |  |  |  |  |
| 取組方向Ⅱ<br>産業廃棄物の3Rの推進   |  | 目標項目                        |                  |            | 現状<br>(H26年度) | 目標値<br>(H32年度) |  |  |  |  |  |
| 産業廃棄物の発生・排出が極力抑制され、排出された産業廃棄物は、貴重な資源やエネルギー源として、その性状や地域の特性に応じて一層有効活用されることをめざします。  |  | 排出量                         | 8,505千t          | 7,920千t    |               |                |  |  |  |  |  |
|  |  | 再生利用率                       | 43.0%            | 43.6%      |               |                |  |  |  |  |  |
|  |  | 最終処分量※                      | 258千t            | 234千t      |               |                |  |  |  |  |  |
| ※過去の不法投棄等不適正処理の是正に係る最終処分量を除く   |  |                             |                  |            |               |                |  |  |  |  |  |
| 取組方向Ⅲ<br>廃棄物処理の安全・安心の確保  |  | 目標項目                        |                  |            | 現状<br>(H25年度) | 目標値<br>(H32年度) |  |  |  |  |  |
| 廃棄物の適正処理や不法投棄等不適正処理対策を推進するとともに、災害廃棄物の処理体制を整備することで、環境の保全と安全・安心な暮らしが確保されることをめざします。 |  | 電子マニフェストの活用率                | 34.1%            | 60.0%      |               |                |  |  |  |  |  |
|  |  | 不法投棄等不適正処理事案の改善着手率          | 83.9%<br>(H26実績) | 100%       |               |                |  |  |  |  |  |
|  |  | 不適正処理4事業に係る行政代執行による是正措置の進捗率 | 25.0%<br>(H26実績) | 100%       |               |                |  |  |  |  |  |
|  |  | 大規模災害に備えた災害廃棄物処理体制整備市町数     | 4市町              | 29市町       |               |                |  |  |  |  |  |
| 重点課題   |  |                             |                  |            |               |                |  |  |  |  |  |
| 計画期間内に特に注力すべき5つの個別課題に目標を設定し重点的に取組を進めます。  |  |                             |                  |            |               |                |  |  |  |  |  |
| 1 使用済小型電子機器等の回収  |  |                             |                  |            |               |                |  |  |  |  |  |
| 枯渇性資源の有効活用の観点から使用済小型電子機器の再資源化の取組を促進します。  |  |                             |                  |            |               |                |  |  |  |  |  |
| 目標項目   |  | 現状(H26年度)                   |                  | 目標値(H32年度) |               |                |  |  |  |  |  |
| 使用済小型電子機器等の回収率   |  | 0.32kg/人年                   |                  | 1kg/人年     |               |                |  |  |  |  |  |
| 2 未利用エネルギーの有効活用  |  |                             |                  |            |               |                |  |  |  |  |  |
| 廃棄物のもつ未利用エネルギーの有効活用を進めます。  |  |                             |                  |            |               |                |  |  |  |  |  |
| 目標項目   |  | 現状(H26年度)                   |                  | 目標値(H32年度) |               |                |  |  |  |  |  |
| ごみの未利用エネルギー回収量   |  | 1,147MJ/t                   |                  | 1,491MJ/t  |               |                |  |  |  |  |  |
| 3 優良認定処理業者の育成  |  |                             |                  |            |               |                |  |  |  |  |  |
| 廃棄物処理や財務状況について透明性が確保される優良認定処理業者について、育成と普及について取り組みます。                             |  |                             |                  |            |               |                |  |  |  |  |  |
| 目標項目   |  | 現状(H26年度)                   |                  | 目標値(H32年度) |               |                |  |  |  |  |  |
| 優良認定処理業者の認定件数  |  | 216件                        |                  | 420件       |               |                |  |  |  |  |  |
| 4 PCB廃棄物の早期処理の推進   |  |                             |                  |            |               |                |  |  |  |  |  |
| PCB廃棄物が早期に適正処理されるよう、事業者による処理を推進します。  |  |                             |                  |            |               |                |  |  |  |  |  |
| 目標項目   |  | 現状(H26年度)                   |                  | 目標値(H32年度) |               |                |  |  |  |  |  |
| PCB廃棄物の適正処分率   |  | 37%                         |                  | 90%        |               |                |  |  |  |  |  |
| 5 産業廃棄物の不法投棄の早期発見・早期対応   |  |                             |                  |            |               |                |  |  |  |  |  |
| 不法投棄により生活環境への支障が生じないよう早期発見・早期対応に努めます。  |  |                             |                  |            |               |                |  |  |  |  |  |
| 目標項目   |  | 現状(H26年度)                   |                  | 目標値(H32年度) |               |                |  |  |  |  |  |
| 一定規模(100t)以上の不法投棄の発生件数   |  | 2件                          |                  | 0件         |               |                |  |  |  |  |  |

## トピックス

### 四日市市大矢知・平津事案の地元住民との 協議に関するアーカイブ化

県内の不法投棄等の不適正処理事案については、依然として悪質な不法投棄事案等の発生が後を絶たないため、行政による監視指導の強化と地域自らによる監視活動の取組の広がりによって「不法投棄を許さない社会」の形成が求められています。

四日市市大矢知・平津事案では、地元住民と県の関係が「対立」構造にあったものの、膝を突き合わせて粘り強く協議した結果、「協議の段階」「協働・協創の段階」を経て、現在は「実施の段階」として行政代執行による支障除去対策工事を行っています。

これまで地元住民と県において、当該事案の経緯をふまえリスクコミュニケーションを中心として事案解決に向けて取り組んできましたが、同種の産業廃棄物不適正処理事案に係る取組の一助となることから、アーカイブとして「産業廃棄物不適正処理事案における環境修復の取組から得られたもの」を取りまとめました。

取りまとめた内容は、県ホームページに掲載するなど幅広く情報発信しています。

URL <http://www.pref.mie.lg.jp/eco/cycle/67213014597.htm>

「産業廃棄物不適正処理事案における環境修復の取組から得られたもの」

～四日市市大矢知・平津事案でのリスクコミュニケーションを通じて～

#### <内容>

##### 第1編

「地元住民と行政の協議を通じた取組」

##### 第2編

「四日市市大矢知・平津事案の概要及び対策」

##### 第3編

「リスクコミュニケーション概説」

「産業廃棄物不適正処理事案における  
環境修復の取組から得られたもの」

～四日市市大矢知・平津事案での  
リスクコミュニケーションを通じて～



平成28年3月  
三重県環境生活部廃棄物対策局

## トピックス

### みえ生物多様性推進プランの改訂 ～この豊かな風土 生物多様性を大切にする県民に～

本県では、生物多様性基本法に基づく生物多様性の保全と持続可能な利用に関する地域戦略として、平成24(2012)年に策定した「みえ生物多様性推進プラン」を改訂しました。

改訂にあたっては、これまでのプランの評価検証を行うとともに、生物多様性における地域固有の特色や課題をふまえて、「人間の社会活動と自然が調和する地域づくり」を進めていくため、三重県の取組方向や目標をあらためて設定しました。

この改訂プランには3つの特徴があります。

1つ目は、「生物多様性認知度の向上」に重点をおいて構成されていることです。これまでのプランの評価検証で、唯一目標が達成されなかったのが、この生物多様性認知度で、向上させるどころか10%も落ちてしまったのです。

生物多様性は、私たちの生命を「育み支える基盤」です。多くの県民に、その大切さや今の状態を知ってほしい。そして、この先ずっと三重県の風土とともに暮らしていくために、私たちにできることを伝えたい。掲載したコラムや事例紹介には、県内各地の活動や取り組む人の思いがあふれています。

2つ目は、県民の思う「三重のイイネ！」から重点方針を導いたことです。

「どうしたら、生物多様性の大切さを伝えることができるだろうか」。最初の部会で頭をひねりました。まずは、県民の声を聞いてみようと、県内の自然環境をテーマにしたイベントに出かけ、県民が思う「こんな三重だったらイイネ！」を尋ねました。その内容をまとめると、大きく3つ「学びあうこと」「利用すること」「守り創りだすこと」になり、本プランの重点方針となりました。

3つ目は、3つの重点方針にそって、県の「生物多様性保全」に関する施策を整理したことです。

県庁内の各部局が展開している「生物多様性保全」に関する施策を、県民の「三重のイイネ！」から導いた3つの方針を基軸に整理しました。多くの部局が多様な取組をしていることが明らかになり、県民の思いと県の施策をつなげることができました。今後は、他部局の施策と連携し、県民と協働して新たな取組を展開したいと考えています。

プランは出来あがりました。これから、多くの人にプランを手にしていただき、「三重のイイネ！」を実現する行動と一緒に生み出していくたいと考えています。日々の小さな取組の積み重ねが、100年、200年後の三重の風土に根づいた暮らし、社会をつくります。生物多様性あふれる三重県であり続けるために、三重に暮らす全ての人びとと「生物多様性」を大切にし続ける活動に取り組んでいきたいと思います。



こどもたちの絵を集めて作ったシンボルマーク

## トピックス

### みえ森づくりサポートセンターの設置

#### ～森林環境教育や木育、森づくり活動をサポートする総合窓口～

本県では、みえ森と緑の県民税を活用した「県民全体で森林を支える社会づくり」の取組のうち、森林環境教育や木育、森づくり活動を県内全域に拡大するため、これらの活動をサポートする総合窓口「みえ森づくりサポートセンター」を平成28(2016)年4月1日に設置しました。

#### 1 みえ森づくりサポートセンターの業務

サポートセンターでは、従来みどり共生推進課で行っていた以下の業務を実施します。

##### 森林環境教育・木育のサポート

学校などで取り組まれる森林環境教育や木育の活動にかかるサポートを行います。

- ◆授業を行うにあたっての相談
- ◆出前授業の実施など

##### 指導者の育成

各種講座を通じて森林環境教育・木育専門指導者の養成や、「森のせんせい」のスキルアップを図ります。

- ◆「森林環境教育指導者養成講座」の開催
- ◆「森のせんせいスキルアップ講座」の開催など

##### 森づくり活動のバックアップ

森づくり活動団体や、これから森づくりを始めてみたい方を対象に、技術力の向上を図る講座を行います。

- ◆「森づくり活動初心者講習」の開催
- ◆刈払機、チェーンソー安全衛生講習の開催など

##### 森づくりのつながり

森のせんせいのネットワーク構築や座談会の開催、森林環境教育や木育、森づくり活動を行う団体との連携を行います。

##### 物品や資機材の貸出

木育に活用できる遊具や、森づくり活動に必要となる資機材の貸出を行います。

##### イベントの開催

広く森林環境教育・木育の取組を伝える「場」として、また、指導者の実践の場として、各種イベントの開催。

#### 2 みえ森づくりサポートセンターオープニングイベント

サポートセンターの設置を広く知っていただくため、平成28(2016)年4月3日(日)にオープニングイベントを開催しました。

記念式典では、副知事、公益社団法人三重緑化推進協会会长、サポートセンター長の挨拶ののち、施設名称提案者への記念品贈呈、森林環境教育・木育の動画「つかって元気に！」を作成していただいた青山高等学校放送部へ感謝状と記念品の贈呈を行いました。また、10種類のサクラの苗木の記念植樹を行いました。

イベントでは、林業研究所の施設見学、三重県森林協会による自然の素材を活用したクラフト体験のほか、森のせんせいによる北欧で生まれた森林環境教育「LEAF」のアクティビティやミエトイ・キャラバンを行いました。



#### 3 サポートセンターの運営体制と連絡先

サポートセンターの運営は、平成28(2016)年4月から3年間を公益社団法人三重県緑化推進協会が担います。開所は平日の8時30分から17時15分まで、スタッフはセンター長、副センター長、森づくり推進員の3名が配属されています。

【連絡先】 〒515-2602 津市白山町二本木3769-1 林業研究所交流館

電話 / FAX 059-261-1223 / 059-261-4153

ホームページ <http://www.zc.ztv.ne.jp/miemori/>

メールアドレス miemori@zc.ztv.ne.jp